

社会福祉法人津山福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人津山福祉会（以下、「法人」という。）の定款第9条並びに第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する事項について定める。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等を支給しない。

- (1) 理事長 報酬
- (2) 非常勤の役員等 報酬

(報酬等額の算定方法)

第4条 常勤及び非常勤の理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、該当各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 役員報酬の各年度総額は250万円を上限とする。

(報酬の支払い方法等)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日（ただし、金融機関が休日の場合はその前日に支給する）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬に、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 役員等の報酬は、その金額を現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人から

申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、職員賃金規定に準じて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会議決を経なければならない。

(附則)

(1) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(2) この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(3) この規程は、令和元年11月12日から施行する。

(4) この規程は、令和2年1月9日から施行する。

別表1 理事長の報酬

報酬の上限

役職名	常勤	非常勤
理事長	月額240,000円	月額150,000円

別表2 非常勤役員等の報酬、費用

報酬

役職名	報酬
理事	5,157円
監事	5,157円
評議員	5,157円

※1回の出務に対する額

費用

宿泊費	旅費
実費	実費

※ 職員旅費規程を準用